

## 仕 様 書 (物件番号 1)

### 1 貸付物件

- (1) 施 設 名：福井市防災センター
- (2) 所 在 地：福井市和田東2丁目2207番地
- (3) 貸付場所：1階中央階段下
- (4) 貸付面積：1.05㎡

※貸付面積には空容器回収ボックスの設置面積を含む。

### 2 自動販売機の設置台数 1台

### 3 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行う。

### 4 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。

電気使用料は、各設置事業者において専用メーター（子メーター）を設置し、それによる実費を福井市が指定する日までに納入すること。

また、水道を使用する場合は、水道料金及び下水道使用料の従量料金分を福井市が指定する日までに納入すること。

### 5 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものであること。

- (1) 省電力、ノンフロン対応、ヒートポンプ仕様など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 災害発生時に販売機内の飲料を出すことができること。（災害救助ベンダー機種であることを問わない。）

### 6 販売商品の種類

清涼飲料水（お茶、ジュース等）、牛乳、乳酸菌飲料等（缶・ペットボトルなどの密閉容器）

### 7 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守すること。

- (1) 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 商品の補充・容器回収を実施する時間及び経路については福井市の指示に従うこと。
- (4) 酒類の販売を行わないこと。
- (5) 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。

- (6) 自動販売機を使用して商品の販売促進及び製造会社以外の営利目的の広告は出さないこと。
- (7) ペットボトル容器の割合を可能な限り抑えること。

## 8 維持管理

契約期間中は次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機には連絡先を明記し、故障や問い合わせ等について設置事業者の責任で対応すること。
- (6) 別途覚書を締結し、災害発生時には販売機内の飲料を出し災害対応従事職員や避難者に無償提供すること。

## 9 売上の報告

設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額及び売上数量を、四半期ごとに福井市に対し書面等により報告すること。

## 10 自己都合による契約の解除

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除する場合は、3ヶ月前までに書面にて福井市に通知すること。

ただし、この場合契約書に定める違約金を福井市に支払うものとする。

## 11 貸付場所の返還及び原状回復

設置事業者は、契約期間が満了、又は契約が解除された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

## 12 自動販売機設置等に伴う事故

福井市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 13 商品等の盗難および破損

- (1) 福井市の責めに帰することが明らかな場合を除き、福井市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は商品及び自動販売機が汚損、又は毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 仕 様 書 (物件番号2)

### 1 貸付物件

- (1) 施 設 名：福井市東消防署東分署
- (2) 所 在 地：福井市大和田1丁目102番
- (3) 貸付場所：1階ホール
- (4) 貸付面積：1.05㎡

※貸付面積には空容器回収ボックスの設置面積を含む。

### 2 自動販売機の設置台数 1台

### 3 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行う。

### 4 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。

電気使用料は、各設置事業者において専用メーター（子メーター）を設置し、それによる実費を福井市が指定する日までに納入すること。

また、水道を使用する場合は、水道料金及び下水道使用料の従量料金分を福井市が指定する日までに納入すること。

### 5 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものであること。

- (1) 省電力、ノンフロン対応、ヒートポンプ仕様など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 災害発生時に販売機内の飲料を出すことができる機器（災害救援ベンダー）であること。

### 6 販売商品の種類

清涼飲料水（お茶、ジュース等）、牛乳、乳酸菌飲料等（缶・ペットボトルなどの密閉容器）

### 7 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守すること。

- (1) 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 商品の補充・容器回収を実施する時間及び経路については福井市の指示に従うこと。
- (4) 酒類の販売を行わないこと。
- (5) 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。
- (6) 自動販売機を使用して商品の販売促進及び製造会社以外の営利目的の広告は出さないこと。

(7) ペットボトル容器の割合を可能な限り抑えること。

## 8 維持管理

契約期間中は次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機には連絡先を明記し、故障や問い合わせ等について設置事業者の責任で対応すること。
- (6) 別途覚書を締結し、災害発生時には販売機内の飲料を出し災害対応従事職員や避難者に無償提供すること。

## 9 売上の報告

設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額及び売上数量を、四半期ごとに福井市に対し書面等により報告すること。

## 10 自己都合による契約の解除

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除する場合は、3ヶ月前までに書面にて福井市に通知すること。

ただし、この場合契約書に定める違約金を福井市に支払うものとする。

## 11 貸付場所の返還及び原状回復

設置事業者は、契約期間が満了、又は契約が解除された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

## 12 自動販売機設置等に伴う事故

福井市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 13 商品等の盗難および破損

- (1) 福井市の責めに帰することが明らかな場合を除き、福井市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は商品及び自動販売機が汚損、又は毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。